○農林水産省告示第二百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月一日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　鳥取県東伯郡琴浦町大字中村字本谷東平下四七六、四七七の一、四八三の一、四九五、字下寺内後四四〇の一、四四八、四四九、四五〇の一、四五〇の二、四五一、四五二、四五五の二、四五八から四六〇まで、四六三、字上ノ谷八一八、字大徳谷七九四の一七、七九四の一八、七九四の八六から七九四の八八まで、七九四の一八一、字大徳谷東平中一〇〇九、一〇一〇、字大徳谷西平一〇一一の三、字本谷東平頭六三八の二、六四二の一から六四二の四まで、字本谷奥西平六七〇の一、字小ヒラ谷三〇六の一七、三〇六の一八、三〇六の二二、三〇六の二三、三〇六の二五、三〇六の二六、字中村ノ上ミ二一八の四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月一日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　熊本県山鹿市鹿央町合里字立石四二八一、字冷水四二九六（次の図に示す部分に限る。）、四二八四、四二八八、四三三〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字冷水四二八四・四二八八・四二九六・四三三〇（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月一日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡高森町大字上色見字猫嶽一〇の二八五（次の図に示す部分に限る。）、一〇の一一四、一〇の一一六から一〇の一一八まで、一〇の二八三、一〇の二八四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字猫嶽一〇の一一四・一〇の一一六から一〇の一一八まで・一〇の二八三・一〇の二八四（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇の二八五

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び高森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月一日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　大阪府枚方市大字津田四五四八の一・四五四九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大阪府庁及び枚方市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月一日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　山形県南陽市和田字沢田二一三二から二一四三まで、二一四五、二一四七から二一五〇まで、二一五五、二一五六、二一五八から二一六四まで、字竈山二三二七から二三三九まで、字沢田山二三四〇から二三五〇まで、二三五一の一、二三五一の二、二三五二の一、二三五二の二、二三五三の一、二三五三の二、二三五四の一、二三五四の二、二三五五から二三五七まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び南陽市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月一日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　福井県小浜市仏谷一〇号東村谷一七、一八、一二号中村谷三〇、三一、三三、三四、三五の一、三六から三八まで、三九の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び小浜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月一日

農林水産大臣　森山　**裕**